㈣　割当年度の前年度において事業譲渡等、吸収合併若しくは新設合併により脱炭素成長型投資事業者から譲渡された若しくは承継された工場等（割当年度の前年度の４月１日から届出までの期間において吸収合併により承継されたものを除く。）であって、譲渡元若しくは承継元で行われていた特定事業活動が継続されない工場等又は割当年度の前年度において事業譲渡等、吸収合併若しくは新設合併により脱炭素成長型投資事業者から譲渡された若しくは承継された輸送手段（割当年度の前年度の４月１日から届出までの期間において吸収合併により承継されたものを除く。）であって、譲渡元若しくは承継元で行われていた特定事業活動が継続されない輸送手段　当該前年度のエネルギー消費原単位

㈤　割当年度の４月１日から届出までの期間において吸収合併により、当該年度の年度平均排出量が10万トン以上の事業者から承継された工場等であって、承継元で行われていた特定事業活動が継続して行われる工場等又は割当年度の４月１日から届出までの期間において吸収合併により、当該年度の年度平均排出量が10万トン以上の事業者から承継された輸送手段であって、承継元で行われていた特定事業活動が継続して行われる輸送手段　割当年度の前年度において承継元の脱炭素成長型投資事業者が算出した基準エネルギー消費原単位

㈥　割当年度の４月１日から届出までの期間において吸収合併により、当該年度の年度平均排出量が10万トン以上の事業者から承継された工場等であって、承継元で行われていた特定事業活動が継続されない工場等又は割当年度の４月１日から届出までの期間において吸収合併により、当該年度の年度平均排出量が10万トン以上の事業者から承継された輸送手段であって、承継元で行われていた特定事業活動が継続されない輸送手段　割当年度の４月１日から当該承継の日までのエネルギー消費原単位

㈦　割当年度の前２か年度において届出を行った工場等又は輸送手段であって、割当年度の直近平均エネルギー消費原単位が割当年度の前年度の基準エネルギー消費原単位に1.075を乗じた値以上である工場等又は輸送手段　割当年度の前２か年度中の各年度ごとのエネルギー消費原単位を平均した値

㈧　割当年度の前２か年度において届出を行った工場等又は輸送手段であって、割当年度の直近平均エネルギー消費原単位が割当年度の前年度の基準エネルギー消費原単位に0.925を乗じた値以下である工場等又は輸送手段　割当年度の前２か年度中の各年度ごとのエネルギー消費原単位を平均した値

㈨　割当年度の前年度において届出を行っている工場等又は輸送手段であって、割当年度において㈡から㈧までの基準エネルギー消費原単位の変更が必要ない工場等又は輸送手段　当該前年度の基準エネルギー消費原単位

⑪　⑩の規定にかかわらず、割当年度の前年度において届出を行っていない工場等又は輸送手段であって、割当年度の前３年度のいずれかにおいて次の㈠から㈣までに掲げる事情がある工場等又は輸送手段については、㈠から㈣までに掲げる場合に応じて、それぞれ㈠から㈣までに定める方法により基準エネルギー消費原単位を算出するものとする。

㈠　工場等を新設した若しくは事業譲渡等、吸収合併若しくは新設合併により譲渡された若しくは承継された又は輸送手段を新たに導入した若しくは事業譲渡等、吸収合併若しくは新設合併により譲渡された若しくは承継された場合（割当年度の前年度において工場等を新設した若しくは事業譲渡等、吸収合併若しくは新設合併により譲渡された若しくは承継された又は輸送手段を新たに導入した若しくは事業譲渡等、吸収合併若しくは新設合併により譲渡された若しくは承継された場合を除く。）　次のイ及びロに掲げる場合に応じて、それぞれイ及びロに定める量とする。

イ　割当年度の３年度前の年度において新設した若しくは導入した又は譲渡された若しくは承継された場合　当該新設若しくは導入又は譲渡若しくは承継の年度の翌年度及び翌々年度のエネルギー消費原単位を平均した値

ロ　割当年度の前々年度において新設した若しくは導入した又は譲渡された若しくは承継された場合　当該新設若しくは導入又は譲渡若しくは承継の年度の翌年度のエネルギー消費原単位

㈡　災害により工場等又は輸送手段が著しく被害を受けた場合であって、基準エネルギー消費原単位の算出に当たって配慮する必要があると経済産業大臣が認める場合　当該被害を受けた年度の前年度におけるエネルギー消費原単位を、当該被害を受けた年度におけるエネルギー消費原単位とみなし、基準エネルギー消費原単位を算出する。（被害を受けた年度が２か年度以上の場合にあっては、当該被害を受けた年度の前年度におけるエネルギー消費原単位を、当該被害を受けた各年度におけるエネルギー消費原単位とみなし、基準エネルギー消費原単位を算出する。）

㈢　重要な経済上の危機又は全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められる感染症により事業者規模で著しく被害を受けたと経済産業大臣が認める場合　当該被害を受けた年度の前年度におけるエネルギー消費原単位を、当該被害を受けた年度におけるエネルギー消費原単位とみなし、基準エネルギー消費原単位を算出する。（被害を受けた年度が２か年度以上の場合にあっては、当該被害を受けた年度の前年度におけるエネルギー消費原単位を、当該被害を受けた各年度におけるエネルギー消費原単位とみなし、基準エネルギー消費原単位を算出する。）

㈣　高圧ガス保安法第35条第１項に規定する特定施設であって、同法に基づく保安検査が実施された場合　当該保安検査後において運転再開した月を含む前５か月を除く７か月分のエネルギー消費原単位を当該年度のエネルギー消費原単位とみなし、基準エネルギー消費原単位を算出する。ただし、当該５か月が年度を跨ぐ場合にあっては、それぞれ当該期間を除いた期間のエネルギー消費原単位を当該期間が属する各年度のエネルギー消費原単位とみなし、基準エネルギー消費原単位を算出する。

⑫　⑩の㈦及び㈧の規定にかかわらず、割当年度の前年度において届出を行っている工場等又は輸送手段であって、直近平均エネルギー消費原単位が割当年度の前年度の基準エネルギー消費原単位に1.075を乗じた値以上である工場等若しくは輸送手段又は直近平均エネルギー消費原単位が割当年度の前年度の基準エネルギー消費原単位に0.925を乗じた値以下である工場等若しくは輸送手段であり、かつ、割当年度の前年度において次の㈠から㈢までに掲げる事情がある工場等又は輸送手段については、割当年度の前年度の基準エネルギー消費原単位を割当年度の基準エネルギー消費原単位とすることができる。この場合において、割当年度の翌年度の基準エネルギー消費原単位の算出に当たっては、当該影響を受けた年度のエネルギー消費原単位を割当年度以前の直近２か年度（当該影響を受けた年度を除く。）の各年度ごとのエネルギー消費原単位を平均した値とする。

㈠　災害により工場等又は輸送手段が著しく被害を受けた場合であって、基準エネルギー消費原単位の算出に当たって配慮する必要があると経済産業大臣が認める場合

㈡　重要な経済上の危機又は全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められる感染症により事業者規模で著しく被害を受けたと経済産業大臣が認める場合であって、基準エネルギー消費原単位の算出に当たって配慮する必要があると経済産業大臣が認める場合

㈢　高圧ガス保安法第35条第１項に規定する特定施設であって、同法に基づく保安検査が実施された場合

⑬　装置係数は、次の表の上欄に掲げる装置に応じて、それぞれ下欄に掲げる係数とする。

装置の種類	通油量、原料の投入量又は製品若しくは半製品の生産量	装置係数
常圧蒸留装置	通油量（単位は、バレルとする。）	1.000
減圧蒸留装置	通油量（単位は、バレルとする。）	0.705